

昭和三十二年七月三日 鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県公報

目次

◇ 条例 鳥取県農山漁村振興対策審議会設置条例

◇ 告示 火災復興土地区画整理設計書の縦覧

町村の設置分命（米子市）

昭和三十二年六月定例県議会の議決を経た歳入歳出更正予算等

理容師、美容師試験の実施

臨時種畜検査の実施

公卵業者の登録

豚の移入禁止区域の指定

馬の流行性腦炎予防注射等の実施

家畜人工授精師の免許

食糧管理法による職務執行に関する証票の交付

漁業権の免許の内容となる事項等

条例

鳥取県農山漁村振興対策審議会設置条例をここに公布す

昭和三十一年七月三日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県条例第三十一号

鳥取県農山漁村振興対策審議会設置条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基きこの条例を定める。

（設置）

第一条 農山漁村振興計画の樹立および実施に関する重要事項を調査審議するため、鳥取県農山漁村振興対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議して答申する。

- 一 新農山漁村建設総合対策要綱に基く農山漁村振興計画の承認

新農山漁村建設総合対策要綱に基く農山漁村振興計画の承認

三 その他農山漁村振興計画の樹立および実施に関し
必要な事項

(組織)

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。
(委員)

第四条 委員は次に掲げる者のうちから知事が任命または委嘱する。

- 一 市町村長および市町村議会の議員
 - 二 県農業会議、県農業協同組合中央会、その他適当な農林漁業団体の役員
 - 三 信用農業協同組合連合会、森林組合連合会、信用漁業協同組合連合会ならびに農林中央金庫および農林漁業金融公庫受託金融機関の役員
 - 四 農山漁村の青年婦人組織を代表する者
 - 五 関係行政庁の職員
 - 六 その他学識経験を有する者
- 2 委員の任期は四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(会長および副会長)

第五条 審議会に会長一人および副会長一人を置き、会長および副会長は委員のうちから互選する。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査審議させるために専門委員を置くことができる。

2 専門委員は審議会にはかつて知事が任命または委嘱する。

(会議)

第七条 審議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

(委任)

第八条 この条例に定めらるもののほか、審議会に関し、必要な事項は知事が定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百七十三号

昭和二十七年五月二日鳥取県告示第二百四十二号で定め
た鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理設計書を
次のように昭和三十年三月十四日変更したので昭和三十
一年七月六日から昭和三十一年七月十六日まで鳥取県土
木部道路課分室(旧鳥取火災復興事務所)に備えて毎日
八時三十分から十七時まで土地所有者及び関係人の縦覧
に供する。

昭和三十一年七月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整
理設計変更書

一 整理施行地の現況
(1) 地 勢

昭和二十七年四月十七日の火災を受けた平坦市街地
の大部分であつて、中央部を南北に袋川が貫通して
おり市街地の北西方は久松山麓の緩傾斜面である。

(2) 交 通

交通機関としては国鉄山陰線鳥取駅及び同駅を中心
として鳥取駅賀露線、鳥取駅倉吉町線、鳥取駅浜坂
線、鳥取駅中河原線、鳥取駅若桜線、鳥取駅智頭町
線、鳥取駅松上線、鳥取駅網代線、鳥取駅岩井線、
鳥取駅高露村線、鳥取駅長谷行線、鳥取駅西郷線、
鳥取駅岡山線、鳥取駅姫路線、鳥取駅吉岡村線のバ
ス路線がある。

主要道路としては一級国道第二十九号線、県道鳥取停
車場線、鳥取広島線、鳥取岡山線、浜坂鳥取停車場
線、鳥取賀露線、中ノ郷鳥取停車場線がある。

(3) 用 途

一部農耕地を含んでいるが、概して市街宅地である。
尚久松山麓の緩傾斜面地は日本海を遙かに望む墓地
造成の適地である。

00124

国	地 有													
	計	地 種 二 第												
		小計	公園	堤塘	巡査派出所	教会敷地	畜産地	市有地	貴民教育所	工業試験場	農産地	養蚕地	池	雑種地
公共用財産	101,410	101,410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	101,410	101,410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

00123

民	地 種 一 第													
	小計	雑種地	山林	原野	城泉地	宅地	畑	田	整理前		整理後			
									面積	割合	面積	割合		
小学校敷地	11,010	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	11,010	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

五 整理前後に於ける土地の筆数及地積の地目別合計対照表

二 工事施行の目的
 火災の復興に當つて都市再建に遺憾のないようにしようとするものである。

三 工事、その他の事業の計画説明
 地区内街路、水路公園の廃置、河川水路の整備、上下水道の移設、支障物件の移転、除却、防火施設の整備、

基地の造成等を施行し小学校その他公共用のに供する土地を保留する。
 別紙図面表示の通り(省略)
 四 主要工事の仕様
 街路構造令による外、鳥取県土木工事設計標準に準拠し、各工事の設計書及び仕様書によつて施行する。

整理前 整理後 差引増 差引減

計	有					
	地産		財用		公	
	小計	法務府	運輸省	内務省	建設省	農林省
計	20,925,500	1,245,500	4,100,000	6,200,000	1,130,000	2,249,500
測量増	7,748,500	0	0	0	0	0
合	13,177,000	1,245,500	4,100,000	6,200,000	1,130,000	2,249,500
総計	28,642,500	2,491,000	8,200,000	12,400,000	2,260,000	4,499,000

六 整理施行によつて得るべき利益
現在殆んど市街地であるが、整理施行後は街路の整備、区画割の適当な宅地となるので、土地所有者の利益は

七 整理施行地及びこれに隣接する土地水面の現形図
土地の減歩を負担してもなお利益があり、且つ交通、衛生、防火等についての公共的利益は甚大である。

区	区分	事業	事業量	事業費
三	鳥取市火災復興事業費内訳	区画整理事業費	5,600,000坪	5,600,000円
		測量費	10,000坪	10,000円
八	別紙図面表示の通り(省略)	別紙図面表示の通り(省略)		
		別紙図面表示の通り(省略)		
九	王事着手及び完了の予定時期	王事着手及び完了の予定時期		
		王事着手及び完了の予定時期		
費	目	総事業費		
		昭和三十二年三月底		
一	鳥取市火災復興事業費年度割	昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円
		昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円
二	昭和三十二年三月底	昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円
		昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円
三	昭和三十二年三月底	昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円
		昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円
四	昭和三十二年三月底	昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円
		昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円
五	昭和三十二年三月底	昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円
		昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円
六	昭和三十二年三月底	昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円
		昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円
七	昭和三十二年三月底	昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円
		昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円
八	昭和三十二年三月底	昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円
		昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円
九	昭和三十二年三月底	昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円
		昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円
十	昭和三十二年三月底	昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円
		昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円
十一	昭和三十二年三月底	昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円
		昭和三十二年三月底	1,245,500円	1,245,500円

完了 昭和三十二年三月底
工事費その他一切の費用の予算
一金 五三八、三二四、〇〇〇円 総事業費

一 鳥取市火災復興事業費年度割

二 昭和三十二年三月底

三 昭和三十二年三月底

四 昭和三十二年三月底

五 昭和三十二年三月底

六 昭和三十二年三月底

七 昭和三十二年三月底

八 昭和三十二年三月底

九 昭和三十二年三月底

十 昭和三十二年三月底

十一 昭和三十二年三月底

橋梁築造費	彌生橋外六橋	六七、六四二、七〇
河川水路費	六、三六〇、九米	昭和三十一年度
公共空地費	三、三六六、四坪	六、三三三、三三
基地造成費	國路、広場、及水路	一、五七〇、六平米
防火施設整備費	二〇ヶ所	一、四七二、三三坪

鳥取県告示第二百七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、昭和三十一年七月十日から西伯郡春日村を廃し、その区域を米子市に編入する。

なお、米子市の人口は九二、五七七人である。

昭和三十一年七月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第二百七十五号

昭和三十一年六月九日定例県議会の議決を経た昭和三十一年度鳥取県歳入歳出更正予算、昭和三十一年度鳥取県歳入更正予算及び昭和三十一年度特別会計農業改良資金助

成事業費歳入歳出予算は次のとおりである。
昭和三十一年七月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和30年度鳥取県歳入歳出更正予算

歳入	歳入	歳入
1 地方交付税	1 地方交付税	1 地方交付税
2 臨時地方財政特別交付金	2 臨時地方財政特別交付金	2 臨時地方財政特別交付金
3 元ばと専売特別地方配付金	3 元ばと専売特別地方配付金	3 元ばと専売特別地方配付金
8 寄附金	8 寄附金	8 寄附金
12 県債	12 県債	12 県債
歳入合計	歳入合計	歳入合計
歳出	歳出	歳出
1 国庫支出金	1 国庫支出金	1 国庫支出金
2 国庫補助金	2 国庫補助金	2 国庫補助金
1 雑収入	1 雑収入	1 雑収入
歳入合計	歳入合計	歳入合計
歳出合計	歳出合計	歳出合計

3 港灣費	△	2,000,000
6 災害復旧費		2,000,000
歳出合計		—

昭和31年度特別会計農業改良資金助成事業費歳入歳出予算	(単位千円)
歳入	歳入
1 国庫支出金	6,559
1 国庫補助金	6,559
2 雑収入	3,279
1 雑収入	3,279
歳入合計	9,888

1 普通税	△	1,373
3 目的税		6,475
地方交付税	△	5,797
1 地方交付税	△	5,797
6 使用料及手数料		1,095
1 使用料		400
2 手数料		695
11 雑収入	△	400
6 雑収入	△	400
歳入合計		—

昭和31年度特別会計農業改良資金助成事業費歳入歳出予算	(単位千円)
歳出	歳出
1 国庫支出金	6,559
1 国庫補助金	6,559
2 雑収入	3,279
1 雑収入	3,279
歳出合計	9,888

鳥取県告示第二百七十六号
理容師、美容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）第五条第一項及び第二項の規定に基く理容師試験及び美容師試験を次のとおり施行する。

昭和三十一年七月三日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和三十一年七月二十九日午前八時三十分
場所 鳥取市富安、鳥取公共職業補導所

(2) 実地試験

日時 昭和三十一年七月三十日午前八時三十分
場所 鳥取市富安、鳥取公共職業補導所

二 受験資格

学校教育法（昭和二十三年法律第二十六号）第四十七条に規定する者若し理容師、美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第二条第一項又は同法第三条第一項の規定に基く厚生大臣の指定した理容師、美容師養成施設で理容師、美容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）第九条に定める期間以上理容師又は美容師となるに必要な知識及び技能を習得した後一年以上の実地習練を経た者。

成施設で理容師、美容師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十一号）第九条に定める期間以上理容師又は美容師となるに必要な知識及び技能を習得した後一年以上の实地習練を経た者。

三 学科試験を免除される者

昭和三十年十二月施行した理容師、美容師試験で学科試験のみに合格した者。

四 受験手続

受験願書（別記様式）に次の書類を添え昭和三十一年七月十八日（水曜日）までにも寄の保健所に提出すること。

(1) 履歴書

(2) 学校教育法第四十七条の資格を有することの証明書

(3) 実地習練修了証の写又は修了証明書

(4) 厚生大臣の指定した養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書。

(5) 戸籍謄本又は戸籍抄本

- (6) 実地試験のみの受験者にあつては、昭和三十年十二月施行の理容師、美容師試験の学科試験合格通知又はその写
- (7) 写真（出願前六箇月以内に撮影し裏面に住所氏名及び生年月日を記入した名刺型半身のもの。）
- (8) 健康診断書
- (9) 受験料 五百円（鳥取県収入証紙）

五 その他

- (1) 受験願書には受験科目（理容又は美容）のどちらか一方を記入すること。
- (2) 出願者には受験票を試験前日までに郵送するので配達不能等がないよう受験願書に住所氏名（誰々方まで記入）を明記すること。
- (3) 実地試験のみ受験する者は、願書にその旨明記すること。
- (4) 受験者は「モデル」を滞同すること。

(別記様式)

理容師 試験受験願書
美容師

本籍

住所（住所と通知をうけるところが異るときは通知をうけるところを記入すること。）
氏名（ふりがな）

生年月日

一種別「（理容）（美容）（理容又は美容実地試験のみ）」

右のとおり理容師（美容師）試験を受けたいので理容師、美容師法施行令第五条第一項の規定により別紙関係書類を添えて出願します。

昭和 年 月 日

右氏 名

鳥取県知事 遠藤 茂 殿

鳥取県告示第二百七十七号
地方臨時種畜検査を次のように実施する。

昭和三十一年七月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

検査日程

検査場所	検査日時	受検査畜の種類
米子市勝田町米子家畜市場	七月十二日午前九時	和牛
日野郡溝口町溝口	" 十三日 " 十時	"
東伯郡東伯町浦安	" 十九日 " "	"
" 赤碓町果種畜場	" 午後一時	"
倉吉市東町倉吉家畜市場	" 二十日午前十時	"
気高郡浜村町浜村	" 二十三日 " 九時	"
鳥取市古海古海	" 午後一時	"
八頭郡船岡町船岡	" 二十四日午前十時	"

鳥取県告示第二百七十八号

鳥取県種畜検査並びに卵業者登録条例(昭和二十八年

十月鳥取県条例第四十五号)第八条の規定により昭和三十一年二月十五日次のとおり卵業者を登録した。

昭和三十一年七月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

住 所 氏 名

東伯郡北条町松神 北条ふ卵場 奥谷 哲 男

鳥取県告示第二百七十九号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定による移入を禁止する区域を次のように指定する。

昭和三十一年七月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

移入禁止区域

大 阪 府

鳥取県告示第二百八十号

次のように馬の流行性脳炎及び豚コレラ予防注射並びに

馬伝染性貧血検査を実施するから家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定により馬、豚の所有者に対して予防注射並びに検査をうけることを命ずる。

昭和三十一年七月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 馬流行性脳炎及び豚コレラ並びに馬

伝染性貧血予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

馬流行性脳炎予防注射……馬ただし生後三箇月以内のものを除く。

豚コレラ予防注射……豚ただし生後四十日分

晩前後一箇月以内のものを除く。

馬伝染性貧血検査……馬ただし生後三箇月以

内のものを除く。

四 実施期日 別表のとおり

五 注射並びに検査の方法

馬流行性脳炎予防注射……馬流行性脳炎予防

液皮下注射

豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注

射

馬伝染性貧血検査……臨床検査、チョツケ氏

法による赤血球数検査デドロチーテン檢

出検査

別表

豚コレラ予防注射

実施期日 実施区域

七月九日 米子市 同上

馬流行性脳炎予防注射

実施期日 実施区域

七月十日 西伯郡岸本町 同上

" " 大山町 "

" " 岸本町 "

" " 淀江町 "

" " 岸本町 "

十	米子市役所	米子市事務吏員	松田 宏
十一	"	"	伊田 功
十二	"	"	佐伯 丈刀
十三	倉吉市役所	倉吉市事務吏員	森 義雄
十四	"	"	中村 清
十五	境港市役所	境港市事務吏員	河岡 佳美
十六	"	"	足立 重教
十七	"	"	安藤 菊治

鳥取県告示第二百八十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十号）第十一条第一項の規定により、海面における漁場ごとの漁業権の免許の内容となる事項、申請期間及び関係地区を次のとおり定める。

昭和三十一年七月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 漁場ごとの漁業権の免許の内容となる事項及び関係地区

その一

漁業権の種類 区画漁業権

漁業権の番号 海区第四号

漁場の位置及び区域

漁場の位置 鳥取県境港市外江町地先

点の位置

基点 甲 外江町字外荒山一、六六三番地

同町字内荒山一、六六四番地界北端

基点 乙 外江町字長寝金比羅川口右端

イ 甲より四度八十二メートルのところ

ロ 甲より四度百二十五メートルのところ

ハ 乙より零度二十二メートルのところ

ニ 乙より零度四十八メートルのところ

漁場区域

イロ、ロニ、ニハ、ハイの四直線により囲まれた

区域

漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種

かき養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

田 条件制限

境港港湾計画に基く工事施行に支障があるときは免許の取消をすることがある。

内 附記 地元地区 鳥取県境港市外江町

その二

イ 漁業権の種類 区画漁業権

ロ 漁業権の番号 海区第五号

田 漁場の位置及び区域

漁場の位置 鳥取県境港市外江町地先

点の位置

基点 甲 外江町字北屋敷灘通金比羅川口左端

基点 乙 外江町字北屋敷灘通えびす神社囲北西

隅

イ 甲より零度二十メートルのところ

ロ 甲より零度四十二メートルのところ

その二

漁業の種類 区画漁業権

漁業の種類 漁業の時期

漁場の位置及び区域

漁場の位置 鳥取県境港市外江町地先

点の位置

基点 甲 外江町字外荒山一、六六三番地

同町字内荒山一、六六四番地界北端

基点 乙 外江町字長寝金比羅川口右端

イ 甲より四度八十二メートルのところ

ロ 甲より四度百二十五メートルのところ

ハ 乙より零度二十二メートルのところ

ニ 乙より零度四十八メートルのところ

漁場区域

イロ、ロニ、ニハ、ハイの四直線により囲まれた

区域

漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の時期

ハ 乙より三百三十三度五十分十二メートルのところ

ニ 乙より三百三十三度五十分三十四、五

メートルのところ

漁場区域

イロ、ロニ、ニハ、ハイの四直線により囲まれた

区域

漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種

かき養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

田 条件制限

境港港湾計画に基く工事施行に支障があるときは免許の取消をすることがある。

内 附記 地元地区 鳥取県境港市外江町

その三

イ 漁業権の種類 区画漁業権

二 漁業権の番号 海区第六号

三 漁場の位置及び区域

漁場の位置 鳥取県境港市外江町地先
点の位置

基点 甲 外江町字西灘屋敷通の一、二千七百五十七番地 鳥取県石標柱

基点 乙 外江町字西灘屋敷通の二、三千五百九十七番地北東端

イ 甲より零度十二メートルのところ

ロ 甲より零度三十四メートルのところ

ハ 乙より零度十メートルのところ

ニ 乙より零度三十二メートルのところ

漁場区域

イロ、ロキ、ニハ、ハイの四直線によつて囲まれた区域

四 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の時期

かき養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

五 条件制限

境港湾計画に基く工事施行に支障があるときは免許の取消をすることがある。

六 附記 地元地区 鳥取県境港市外江町

二 免許の申請期間

昭和三十一年七月三日から同年七月十五日まで

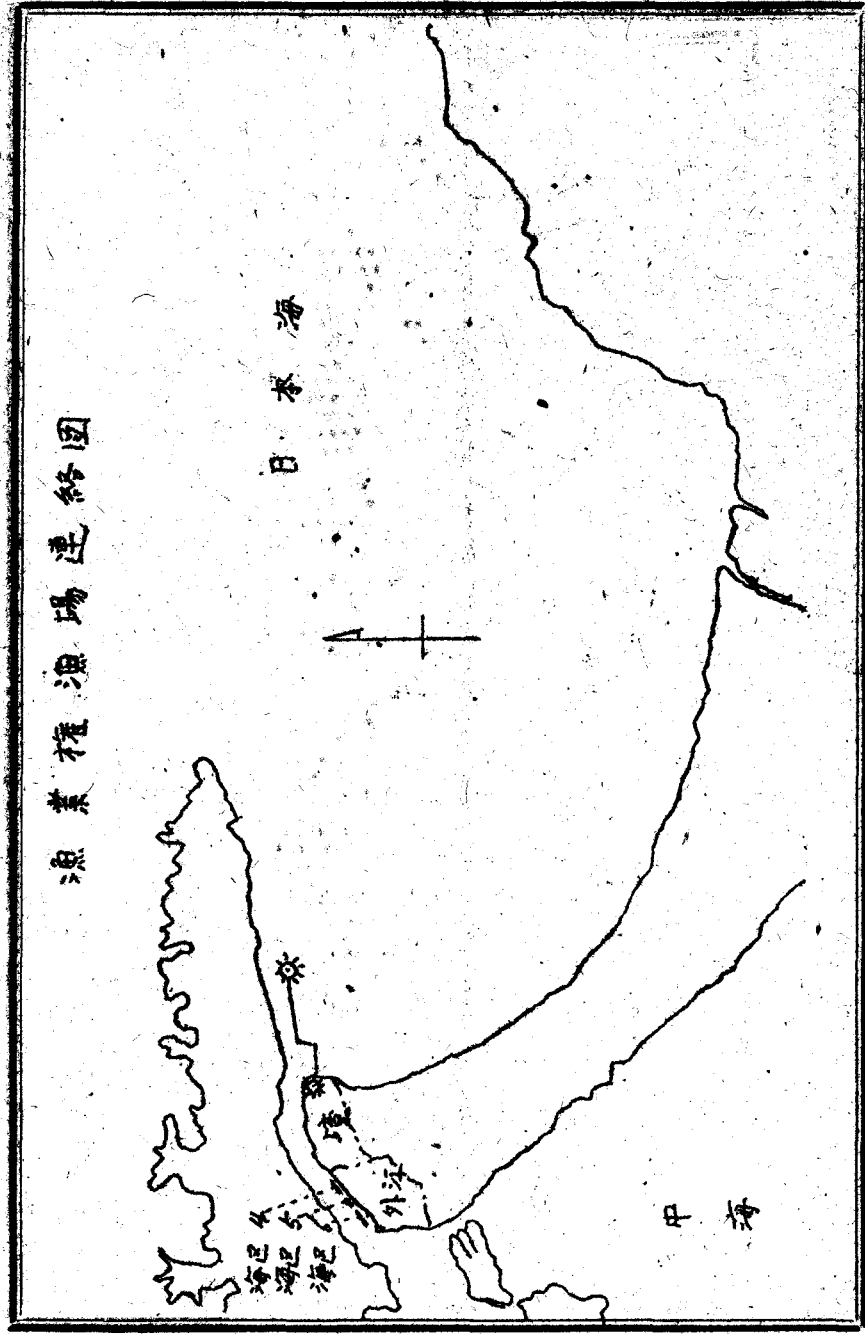
三 漁場連絡図

附記 漁業権の存続期間

昭和三十一年九月 一日から

昭和三十六年八月三十一日まで

漁業権漁場連絡図



鳥取県境港市外江町
鳥取県東部
線